

## 豊田市 FC バス導入補助金交付要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和 4 5 年規則第 3 4 号）に定めるもののほか、FC バスを導入する事業者に対する補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第 2 条 この補助金は、FC バスの導入に要する経費の一部を補助することにより、水素需要の創出と自動車からの温室効果ガス排出量の削減を図り、もって運輸部門における公共交通分野の脱炭素化を推進することを目的とする。

### (定 義)

第 3 条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずる者として市長が認定した者をいう。
- (3) 「FC バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証における当該自動車の乗車定員が 1 1 人以上の自動車をいう。

### (補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第 4 条 この補助金の補助対象事業者は、FC バスを導入し、豊田市内に事業所を有し、市内を営業区域として届け出ている一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合バス事業者」という。）又は当該乗合バス事業者に同バスを貸与する自動車リース事業者とする。ただし、市長が別に定める者はこの限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者は補助対象事業者としない。借受人（使用者）がいずれかに該当する場合も同様の扱いとする。

- (1) 豊田市税を滞納している事業者
- (2) 暴力団又は暴力団員
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

3 この補助金の補助対象事業は、FC バスであって、初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（中古の輸入車の初度登録を除く。）（以下「新車」という。）を導入する事業とする。また、導入する FC バスが次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 車両の自動車登録番号標の地名は「豊田」であること
- (2) 主に豊田市内での営業に使用すること
- (3) 自動車検査証に「乗合」及び「事業用」であることが記載されていること

- (4) 自動車検査証の使用者に、乗合バス事業者名が記載されていること
- 4 導入車両の登録形態がリースの場合は、リース契約期間は第13条第1項に定める財産処分の制限期間以上であること
- 5 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1によるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、FCバス導入補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号別紙）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、内容を証する書類については、申請日前3月以内に発行されたものとする。

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し及び車両の仕様が分かる書類の写し
- (3) リースの場合は、前各号に加えて以下の書類
  - ア 借受人の営む主な事業及びその内容を証する書類の写し
  - イ 貸与料金の算定根拠明細書（様式第2号）
  - ウ 導入車両の自動車リース契約書（案）の写し及び通常車両の自動車リース契約書（案）の写し
- (4) 借受人と使用者が異なる場合、借受人と使用者の関係性がわかる書類（業務委託の契約書等）の写し及び使用者の営む主な事業及びその内容を証する書類の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書は、市長に対し当該自動車の車両登録前までに提出しなければならない。
- 3 交付の決定前に車両登録等を行う場合は、第1項の申請書において交付決定前に車両登録を行う旨を申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の申出があった場合は、申請書の受理通知書（様式第3号）を発行するものとする。
- 5 市長は、交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、第1項の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

(交付の決定及び取消)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（様式第4号）又は不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。
- 3 市長は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第4号に定める事業者であることが判明した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命

ずることができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、交付申請取下届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(補助対象事業の変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめFCバス導入補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、変更交付決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象自動車の車両登録)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに、車両登録をするとともに、補助対象経費の支払を完了(所有権留保の場合にあってはローン契約の締結、リースの場合にあってはリース契約の締結)しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業実績報告書(様式第9号)及び事業結果報告書(様式第9号別紙)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 自動車検査証記録事項の写し
- (2) 車両本体価格が分かる請求書等の写し
- (3) 導入車両の支払を証する書類(領収証、ローン契約書又はリース契約書)の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、事業完了日から起算して2月を経過した日又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

3 前項の事業完了日とは、当該自動車の車両登録日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条の補助対象事業実績報告書を受理したときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して額の確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、市長の指定する交付請求書(様式第11号)により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。

#### (財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。ただし、当該自動車の車両登録日から5年を経過したときは、この限りではない。

2 市長は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象事業者に対し、導入したFCバスの自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 補助対象事業者は、市長の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

#### (申請情報の提供)

第14条 市長は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した申請情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む）及び愛知県に提供することができる。

#### (他の補助金等との関係)

第15条 この補助金は、国又は愛知県が交付する補助対象自動車に係る補助金等の受給を妨げない。ただし、他の市町村が交付する補助金等についてはこの限りではない。

#### (市の活動への協力)

第16条 補助対象事業者（リースの場合にあっては借受人）は、市が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

#### (雑則)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

##### (要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、補助金交付対象事業者指定申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象車種	補助対象経費	補助率	補助金の額
FCバス	車両本体価格と通常車両価格との差額	1/5	補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、リース料差額相当額に補助率を乗じて得た額を上乗せした額 【上限額】 15,000千円

## 備考

- 1 車両本体価格及び通常車両価格には、当該自動車の標準仕様の他、事業に必要な架装に要する経費を含むこととし、その他の機器、付属品、特別仕様に要する経費、購入に係る諸経費は含まないものとする。
- 2 既存の自動車を下取りに出す場合には、車両本体価格と通常車両価格との差額の額から下取りによる得る額を減じた額とする。
- 3 車両本体価格の上限は、115,500千円として補助金の額を決定するものとする。
- 4 通常車両価格は車両の長さごとに、次のとおり定める。ただし、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
  - (1) 7m以上9m未満 : 19,040千円を通常車両価格とする。
  - (2) 9m以上 : 23,720千円を通常車両価格とする。
- 5 リース料差額相当額は、次のとおりとする。
  - (1) 当該自動車のリース契約における貸与料金から車両本体価格を減じた額と、同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該自動車と同じである自動車）のリース契約（当該自動車と同等のメンテナンス・サービス費用が含まれる契約）における貸与料金から通常車両価格を減じた額との差額とする。ただし、貸与料金のうち、メンテナンス・サービス費用については、10年間を超える費用は対象としない。
  - (2) リース料差額相当額を上記（1）により算定することが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- 6 補助金の額は、当該補助対象事業に係る車両本体価格から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。
- 7 補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。
- 8 補助対象経費及びリース料差額相当額に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 9 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。